

一般質問 (5)、臨時会の審議から、議会 NEWS、議員研修会

安心して生活できるまちづくりを 自殺予防対策の強化 保育の充実

保谷 清子 (共産)

自殺予防対策の強化を

質問 我が国は13年連続で自殺者が3万人を超える異常な事態が続いている。市では、平成13年からの9年間で自殺された方は約300人になる。自殺予防対策・生きる支援が求められる。取り組み状況について伺う。

答弁 担当課を中心に「生きる支援連絡会」を設置し、自殺予防研修・啓発・講演会等を行っている。

意見 さらなる人材育成・普及啓発活動・自死遺族への支援を求める。

保育行政の充実を

質問 「子ども・子育て新システム」は、保育に対する自治体の関与が弱められ、

国と自治体の責任を解体してしまう。見解を問う。

答弁 自治体の関与が弱まると懸念する声もあると聞く。国の動向を注視したい。

質問 特別な配慮を必要とする子どもが増えるなど、保育士の役割が年々増え仕事が多忙をきわめている。保育士の「労働実態調査」を求める。

答弁 保育園との懇談を通して意思の疎通を深め、課題をつかんでいく。

質問 負担の公平性の観点から、認可外保育施設入所の保護者へのさらなる助成金の増額を求める。

答弁 市の財政状況を勘案しながら検討していく。

放射線副読本は原発の危険隠し 市民に役立つ冊子をつくれ

安齊 慎一郎 (共産)

質問

文部科学省が10月に発行した小・中・高校生向けの「放射線副読本」は、放射線が医療や農業、工業などで役に立っていること

だけ強調している。しかし、暫定基準や福島第一原発の事故には触れていない。「原子力発電所などの事故で、放射性物質が風に乗って飛んでくる可能性がある」としているのみである。厚生労働省の妊産婦向けのパンフレット同様、安全神話の立場から書かれている。市独自の冊子をつくれ。

市長 今後調査研究する。

質問 市は、1千㎡以上の公園18カ所の放射線量を測定したところ年間1ミリシ

1ベルト以内であったことを公表した。しかし、低年齢の子どもが遊ぶ小さな公園こそ測定してほしいという声がある。

部長 公園の臨時測定は今後も続ける。市民要望は受けとめていく。

質問 中学校公民・歴史教科書の採択の流れを問う。

教育長職務代理者 教科書採択は、法律や要綱にのっとり行った。全教職員と調査部の調査研究、市民意見を踏まえた採択資料作成委員会の答申を受け、教育委員会が、みずからの責任と権限において専門的な立場から、適正かつ公正・公平に教科書採択を行った。

議員研修会の開催

地方議会改革の最前線と課題

昨年の11月8日に議員研修会を全議員対象に開催いたしました。

今回の研修会は、北海道栗山町議会サポーター、第30次地方制度調査会委員、全国町村議長会研究会委員などに就任し活躍されている、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭先生をお招きし、ご講演をいただきました。研修会では最近の地方議会を取り巻く環境や、議会改革の動向について、具

体的な事例の紹介をいただきました。議員からも活発な質疑応答が交わされ充実した研修となりました。西東京市議会では、議員の資質向上と政策立案のため、このような「議員研修会」を随時開催しています。今後の研修の内容は、引き続き、市民の皆様にもご報告してまいります。



臨時会の審議から

東京都人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給与を改定することについて審議を行うため、11月29日に第2回臨時会を開催しました。この案件については、同日、企画総務委員会を開催し、同委員会に付託され、審査を行いました。ここでは、その審査の内容について、お知らせします。

東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都と同様に、西東京市一般職員の給料月額を引き下げたための改正である。

具体的には、職員1人当たりの年収で平均1万6千円程度の減額、全体として1千700万円程度の減額となる見込みである。

【主な質疑等】

問 給与改定は東京都の勧告に準拠したとあるが、三多摩各市の状況はどうか。

答 協議中の自治体もあるが、ほぼ東京都と同じ状況である。

問 東京都人事委員会が行う民間企業の給与調査の方法は。

答 以前は、100人規模、今

回は50人規模の都内全域の事業所が調査の対象である。**【結果】**賛成全員で可決(一部退席)以上を審査を踏まえ、本会議で採決の結果、「西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、「賛成多数」で可決し、平成23年12月支給分から適用することとなりました。

議会 NEWS

1 陳情の提出期限が一部変更になります

平成24年第1回定例会から、議会に提出する陳情の締切日を一部変更します。定例会初日の1週間前までに提出されたものは、その定例会の会期中に審査されます。それ以降に提出されたものは、定例会終了後の審査となります。土・日・祝日の関係で変更になる場合もありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

請願(陳情)を提出される方へのお知らせ

請願(陳情)の審査をするために、文書表を作成します。この文書表には、受理番号、請願(陳情)者の住所および氏名、請願(陳情)事項、趣旨(理由)、紹介議員の氏名(請願のみ)、受理年月日が記載されます。なお、送り仮名や用字・用語等の表記は変更する場合があります。

受理した請願(陳情)のうち、議会で審査される案件は、文書表として、議員、傍聴者に配付される他、会議録(冊子)にも掲載されます(会議録は、市内各図書館や両庁舎情報公開コーナーでご覧になれます)。

2 代表質問の方法を変更します

市長の施政方針に対する各会派代表者による代表質問(第1回定例会のみ)の方法を次のように変更します。

(変更内容)

第1日目	市長の施政方針 ほか	→	市長の施政方針 ほか
第2日目	代表質問		代表質問
第3日目	一般質問		※会派に属さない議員(無所属議員)は一般質問を行う
第4日目	一般質問		
第5日目	一般質問		

「施政方針」とは、市長が市政運営の基本方針について所信を述べること。
「代表質問」とは、各会派代表者が、市長の施政方針等に対し質問をすること。
「一般質問」とは、各議員が、市政全般について市長等に質問すること。

